



# 令和7年度大場町一心会自主防災活動ガイド

2025年4月

横浜市内の1個所以上で震度5強以上の大地震発生の場合、被災者救出生存率を高めるために、発生直後の安否確認及び、救出・救護活動をご近所同士で行い、大場町一心会自主防災(以下、自主防災)本部へ報告することによって、青葉区役所、発災後開設される当域内の地域防災拠点(黒須田小学校及び市ヶ尾小学校)と連携しつつ被害を最小限にするために本ガイドを制定する。なお、本ガイドは必要のある都度見直しを行い、より迅速、正確な安否確認・安否報告、救出・救護に有用な方策について継続的な改善を行う。

## 1. < 活動の開始 >

自主防災本部は、下記事象発生時、災害対策活動を開始する。

- (1) 地震の場合は、横浜市内の1個所以上で震度5強以上の場合
- (2) 大場町一心会域内に災害が発生し、又は発生の恐れがあり、青葉区役所から要請があった場合
- (3) 大場町一心会域内で、防災活動が必要であると会長又は役員が判断した場合

## 2. < 参集と安全確認 >

- (1) 大場町一心会役員、自主防災運営委員は、自分や家族の安全を確保するとともに、参集の可否、時期を自主防災本部に速やかに、自発的に連絡する。
- (2) 役員、運営委員は自主防災活動に自動参集する。但し、夜間発災の場合は、まず、会長及び防災担当副会長が大場町一心会会館を自主防災本部として体を成すことを確認した上で、参集該当の運営委員は自動参集する。なお、インターネット利用が可能な場合は、可能な限り自主防災全運営委員にeメールにて本部開設依頼を行う。

## 3. < 自主防災本部の立ち上げ >

- (1) 自主防災本部は、第1に大場町一心会会館、第2に黒須田小学校地域防災拠点、第3に資材倉庫、公園など状況によって決定する場所に開設する。
- (2) 大場町一心会域内に在居の人は災害対応協力者として可能な範囲で、本部要員支援として協力する。

## 4. < 自主防災本部の指揮 >

自主防災本部の指揮は、原則として次の指揮順位により行う。

- (1) ①会長 ②防災担当副会長 ③副会長 ④参集した大場町一心会の会長・副会長以外の役員  
⑤自主防災運営委員(多くは黒須田小学校又は市ヶ尾小学校の地域防災拠点役員・運営委員を兼任)
- (2) のちに上位順位者が指揮を執れる場合は、原則として上位者に指揮を引き継ぐ。

## 5. < 自主防災本部(指揮者)の役割 >

大場町一心会域内の被害状況を調査し、地域防災拠点と連携を取りつつ適切な処置対策を講ずる。

- (1) 人的被害者の把握と救出・救護活動に関する指示
- (2) 火災発生及び家屋倒壊の危険、人命救助の早期把握及び消防署への連絡と迅速な初期消火活動に関する指示
- (3) 詳細被害状況把握のため、可能な範囲での在居世帯の安否確認の実施指示
- (4) 安否確認結果の当区域の地域防災拠点への報告
- (5) 安否確認結果に基づく対応の検討(含要援護者への対応)と地域防災拠点との連絡による決断実行の指示。第1に自主防災本部運営、安否見回り、防犯パトロール、第2に避難誘導、初期消火、生活支援など
- (6) 上記の状況を踏まえ、必要に応じて、行政、消防団、消防署、警察署、近隣自治会、関係機関への連絡、折衝に関すること
- (7) その他、大場町一心会域内の災害対応に必要と判断したこと



# 令和7年度大場町一心会自主防災活動ガイド

2025年4月

- (8) 必要に応じて専門有識者に部分的権限の移譲

## 6. < 現場活動出動に関して >

現場活動の出動に関して、次の項目を守ること

- (1) 出動には、感染症対策も考慮した上で、安全な服装、履物を着用し、必要な個人用品を携帯して複数人で活動する。
- (2) 自主防災本部の指示を受けた行動を基本とし、慎重な行動に心がけ、独善的な行動はしない。
- (3) 発災時は被害縮小が目的であり、2次災害の可能性がある行動はしない。
- (4) その他出動時の活動に必要な情報は、自主防災本部に確認、又は別途定められたマニュアルなどを参照する。

## 7. < 住民はどこに避難するのか？ >

### (1) 広域避難場所

大規模火災時に避難する場所で、建物の中へ入れるわけではなく一時的な避難のための一定の広さがある場所で、物資の供給場所ではない。大場町一心会近隣では、桐蔭学園とすすき野団地一帯。

### (2) いっとき避難場所

発災時、自宅などの家屋に居ることができない場合、一時的に様子を見るための場所。

大場町一心会では、大場かやのき公園、大場富士塚公園、稻荷前第五公園、大場衛門ヶ谷公園  
トイレがあるのは大場かやのき公園のみ。

### (3) 地域防災拠点

震度5強以上の大地震発災時の市内小中学校などを指定避難所として指定され、自宅などで生活ができない場合の避難所となり、在宅避難者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動の拠点となる。市内に459個所、青葉区に41個所あり、市区との連絡拠点となる。

大場町一心会では、黒須田小学校及び市ヶ尾小学校の地域防災拠点の運営に参加している。

住民の避難所として、市内のどこの地域防災拠点へ避難をしてもよいが、大場町一心会では、発災時の安否確認や避難などの利便性を考慮し、班の構成と学区を合わせご近所の協力態勢を強化することにより、班ごとにご近所の避難を行いやすくした。

なお、避難をする際には、自宅などで備蓄している食料・飲料水なども持参すること。

1.【黒須田小学区】 黒須田小地域防災拠点	2.【市ヶ尾小学区】 市ヶ尾小地域防災拠点	3.【鉄小学区】 市ヶ尾小地域防災拠点 又は、鉄小地域防災拠点
1組1A班～1組18班 2組1班～2組8班 3組1班～3組4班 7組2班～7組6班 8組2班～8組14班 9組1A班～9組15班 10組5班 12組1班  班数合計：96	4組1班～5組4B班 5組7班～6組5班 6組2班～6組7班 7組1班、7組7班 10組1班 11組1班～11組8班  班数合計：24	4組2班 4組4班 4組5班 4組7班 6組1班  班数合計：5



# 令和7年度大場町一心会自主防災活動ガイド

2025年4月

- ・黒須田小学校地域防災拠点：拠点運営委員会へは会長以下、役員及び運営委員が割当てられている。
- ・市ヶ尾小学校地域防災拠点：拠点運営委員会へは役員及び運営委員が割当てられている。
- ・鉄小学校地域防災拠点：拠点運営委員会へは役員及び運営委員が割当てられていない。

## (4) 福祉避難所

高齢者や障がい者などのうち、避難生活で特別な配慮が必要である人のための二次的な避難場所で、通常使用されている福祉施設に空きがある場合に、区が判断する。